主催者誓約書（酒類業者等）

税務署長殿

国税局長殿

沖縄国税事務所長殿

国税庁長官殿

私（申出者）は、（事業の名称）（以下「事業」という。）に関して次のとおり誓約します。

１　事業の主催者に、過去二年内において国税又は地方税の重加算税賦課決定を受けた者はおりません。

２　事業を実施した結果、剰余金が生じた場合には、剰余金をこの事業と同様の次回の事業に充当するか、所得税法第78条第２項に掲げる特定寄附金として処分します。

　　なお、次回の事業に充当する場合であっても、合理的な理由無く過度な剰余金の留保はしません。

３　事業の中止や変更が生じた場合、速やかに申し出ます。

４　事業終了後、速やかに事業の収支結果を報告します。

５　国税庁等の関係職員が、事業に関する質問、関係書類の閲覧及び会場等への立ち入りを求めた場合は拒否しません。

６　次の共催者は、誓約内容を確認しているので、共催者それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。

（共催者の所在地、名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　　年　　月　　日

 　　　　　　　　（申出者の所在地）

 　　　　　　　　（名称及び代表者氏名）

主催者誓約書（酒類業者等以外）

税務署長殿

国税局長殿

沖縄国税事務所長殿

国税庁長官殿

私（申出者）は、（事業の名称）（以下「事業」という。）に関して次のとおり誓約します。

１　事業の主催者に、次の事項に該当する者はおりません。

①　過去二年内において国税又は地方税の重加算税賦課決定又は滞納処分を受けた者

②　国税若しくは地方税に関する法令、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律若しくはアルコール事業法の規定により罰金の刑に処せられ、又は国税通則法、関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）若しくは地方税法の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過するまでの者

③　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過するまでの者

④　刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪又は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過するまでの者

⑤　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過するまでの者

２　事業を実施した結果、剰余金が生じた場合には、剰余金をこの事業と同様の次回の事業に充当するか、所得税法第78条第２項に掲げる特定寄附金として処分します。

　　なお、次回の事業に充当する場合であっても、合理的な理由無く過度な剰余金の留保はしません。

３　事業の中止や変更が生じた場合、速やかに申し出ます。

４　事業終了後、速やかに事業の収支結果を報告します。

５　国税庁等の関係職員が、事業に関する質問、関係書類の閲覧及び会場等への立ち入りを求めた場合は拒否しません。

６　次の共催者は、誓約内容を確認しているので、共催者それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。

（共催者の所在地、名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　　年　　月　　日

 　　　　　　　　（申出者の所在地）

 　　　　　　　　（名称及び代表者氏名）

記載に当たっての留意事項

１　酒類業者等とは次の者をいいます。

・　酒類製造者、酒類販売業者、酒母等の製造者

・　酒類業組合等

・　構成員の2/3以上が酒類製造者、酒類販売業者又は酒母等の製造者である人格のない社団等（法人税法第２条第１項第８号に定めるものをいう。）

・　青色申告会、法人会、間税会、納税協会及び納税貯蓄組合並びにこれらの団体及び酒類業組合等で構成する協議会（税務連絡協議会等）

・　国の行政機関（特殊法人、独立行政法人及び認可法人を含む。）

・　地方公共団体

・　国際機関

・　公益法人及び特定非営利活動法人

２　共催者に酒類業者等以外の者が含まれる場合は、「主催者誓約書（酒類業者等以外）」も合わせて提出していただく必要があります。

３　共催者それぞれの誓約に代え代表して誓約しない場合は、共催者ごとに「主催者誓約書」を提出していただく必要があります。

４　主催者が団体の場合には、その団体の全ての代表権を有する者が誓約してください。